

**長野県告示第401号**

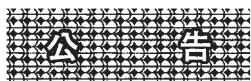
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年6月16日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年6月23日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
松筑防犯協会連合会	松本市渚3丁目11-8	松本市渚3丁目11-8

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月23日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

メール送信・中継用サーバ 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月3日（木）午前11時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月23日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

個人用メールサーバ 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月3日（木）午前10時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

##### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

##### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年6月23日

長野県知事 村井仁

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッショセンタしまむら 佐久店  
佐久市大字岩村田字黒地蔵160-1外

##### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

##### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

##### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年1月13日

##### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,212平方メートル

##### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 56台
- (2) 駐輪場の収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の面積 104平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 34立方メートル

##### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時15分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

##### 8 届出年月日

平成20年5月12日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成20年6月23日から平成20年10月23日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年6月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
原信中野ショッピングセンター  
中野市大字西条字吉原572-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社原信  
新潟県長岡市坂之上町1-4-3
- 株式会社モリキ  
長野県飯山市南町13-3
- 株式会社はなおか  
長野県上田市中央3-8-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 信 一	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおかげ	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 信 一	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおかげ	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1
株式会社 長野カラー現像所	野 崎 公 夫	長野県長野市三輪田1283

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおかげ	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1
株式会社 長野カラー現像所	野 崎 公 夫	長野県長野市三輪田1283

- 4 変更した年月日

平成20年5月8日

- 5 届出年月日

平成20年5月28日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成20年6月23日から平成20年10月23日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

長野県産業人材育成支援センターWebサイトシステム構成機器一式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成20年8月1日から平成25年7月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工労働部人材育成課

電話 026(235)7202

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月4日(金) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年7月3日(木) 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県商工労働部人材育成課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

人材育成課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年6月23日

長野県知事 村井仁

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画地域地区(防火地域及び準防火地域)

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

公告

伊那市による伊那西部地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年6月23日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成20年6月24日から7月22日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

**公告**

須坂市による福島中島地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年6月23日

長野県長野地方事務所長 蟲 好人

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成20年6月24日から7月22日まで

3 縦覧の場所

須坂市役所

農地整備課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月23日

長野県飯田風越高等学校長 謙 訪 繁 範

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
多機能語学演習装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年8月1日から平成26年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県飯田風越高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者である

こと。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市上郷黒田6462

長野県飯田風越高等学校

電話 0265 (22) 1515

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月3日（木）午前10時

イ 場所 長野県飯田風越高等学校 大会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月30日（月）午前10時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田風越高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課